

茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務のプロポーザルの公募に関する説明書

茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザル方式の要件、手続き、審査等の内容については、以下のとおりとする。

については、本説明書に従い、提案すること。

なお、本基盤の更新に際しては、特定の技術にとらわれず、最新動向や関連する手法を幅広く採用、利用するため、より先進的、実現可能、具体的な提案をすること。

1 業務名

茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務

2 業務内容

食品営業関係施設及び環境衛生関係営業施設に係る、申請・届出の処理、台帳作成、監視指導結果の登録及び検索・照会等を行うための「茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム」を更新する。

詳細は、別紙茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりである。

仕様書の内容にかかわらず委託業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施手法や実施体制について提案すること。

3 履行期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

4 成果品

本委託業務において想定している成果物の詳細は仕様書のとおり。

5 問い合わせ先等

(1) 住所 〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

(2) 担当 茨城県保健医療部生活衛生課

(3) 電話 029-301-3424 Fax 029-301-0800

(4) 電子メール seiei2@pref.ibaraki.lg.jp

6 納品場所

上記「5 問い合わせ先等」と同じ。

7 契約の方法

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募によりプロポーザルを募集し、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

8 プロポーザル提出者資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者

- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に掲載されている者（ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 本システムと同種又は類似のシステムを構築及び運用した経験を有する者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証又はプライバシーマーク制度におけるプライバシーマークの認定を受けていること。

9 質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

質疑のある者は、「質疑書」（様式 5）を作成し、電子メールで上記「5 問い合わせ先等」に提出するものとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 質疑受付期間

令和 6 年 2 月 9 日（金）から 2 月 20 日（火）午後 5 時まで

(3) 回答方法

令和 6 年 2 月 29 日（木）までに参加表明者全員に電子メールにより回答する。

10 参加表明

(1) 提出方法

本公募に参加意思がある場合は、「参加表明書」（様式 1）及び「機密保持誓約書」（様式 1-1）各 1 部を提出先に持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。

(2) 提出先

上記「5 問い合わせ先等」に同じ。

(3) 提出期間

令和 6 年 2 月 9 日（金）から 2 月 20 日（火）までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

なお、提出期間までに必着とすること。期間を越えて到着した場合、特段の理由がないかぎり受領しない。

11 プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出書類等

ア プロポーザル提出書（様式 3）

イ プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式 3-1）

(添付書類)

(ア) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証又はプライバシーマーク制度におけるプライバシーマークの認定を受けていることを証する書類

(イ) 業務を確実に履行できることを証明する書類 (履行証明書) (様式 3-2)

ウ 企画提案書 (様式は任意)

エ 機能要件書 (様式 4-1)

電子媒体には、EXCEL 形式のまま記載し提出すること。

オ 企業概要書 (様式 4-2)

キ 工程計画書 (様式 4-3)

ク 実施体制図 (様式 4-4)

ケ 見積書 (様式 4-5)

コ 見積内訳書 (様式 4-6)

(2) 提出方法

(1) の提出書類等について、紙媒体10部、全ての提出書類等の電子媒体 (CD-ROM等) 2部を提出先に持参又は郵送 (郵便書留に限る。) すること。

(3) 提出先

上記「5 問い合わせ先等」と同じ。

(4) 提出期間

令和 6 年 3 月 4 日 (月) から 3 月 7 日 (木) までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

なお、提出期間までに必着とすること。期間を越えて到着した場合、特段の理由がないかぎり受領しない。

(5) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案書は、仕様書に基づき、目次の順に作成すること。なお、開発会社名 (提案会社と開発会社が異なる場合は、協業体制についても記載すること)、提案するシステムの主な特徴・アピールポイントについて、提案書冒頭に記載すること。また、機能構成等 (メニュー構成、機能説明、機能構成図、システム間連携等を作成。併せて、画面のサンプルを添付すること。) についても提案書に記載すること。

イ 仕様書で示した仕様以外に提案したいことがあれば、企画提案書の最後に「その他」と題して具体的に記載すること。

ウ 動作環境については、サーバ及び端末の動作環境や端末に導入するソフトウェア等について記載すること。

エ 提案内容は、仕様書のほかに、他県等の導入事例、大規模災害時の事業継続等を踏まえて、作成すること。

オ 提案内容は、提示した見積額の範囲内であることを明記すること。

カ 具体的かつ平易な文書、図及び表を組み合わせ読みやすく説明するよう心がけること。

キ 本県の提示した仕様書の全面コピーおよび「業務仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

ク 書式等

(ア) A 4 版縦置き・横書きを原則とする。

(イ) 表紙及び目次を作成し、ページ番号を付すること。

(ウ) 概ね100ページ以内 ((1) ウに掲げる書類の枚数。表紙、目次は含まない。) で作成すること。

(エ) 綴じは、A 4 版縦置き状態で左側 2 か所ホチキス止めとし、ファイル綴じ込み用のパンチ穴を 2 か所付すること。

- (オ) 一般的なコピー用紙を使用すること。
- (カ) 市販のファイルやバインダーに綴じ込まないこと。

12 プロポーザル評価方法

プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書を審査し、適合している提案者のプロポーザルにおいて、要求事項（機能要件を含む。）への充足度評価及び見積書（見積内訳書を含む。）による価格評価を行い、上位の者を選定する。

(1) 評価項目及び得点配分は、以下のとおりである。

項目	評価項目	得点配分	配分割合
技術評価点	要求事項への充足度評価	1,766点	約70%
価格評価点	見積額（見積書の金額）による価格評価	750点	約30%
合計評価点	技術点と価格点の合計	2,516点	

※1 技術評価点は、茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、別紙「茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務に係るプロポーザル評価基準書」に基づき、別紙「企画提案書評価項目」に示す評価項目の得点を加算する方法により得点を算出して行う。

※2 価格評価点は、以下の計算式で計算する。

$$\text{価格評価点} = 750 \times (1 - \text{当該事業者の見積額} / \text{事業費の上限額})$$

（1点未満は切り上げる）

（注意）13「業務の規模」の上限額を超えた場合は、0点（失格）とする。

(2) プロポーザルの審査結果については書面で通知する。

13 業務の規模

(1) 本事業に係る費用の上限額は以下のとおりとする（消費税及び地方消費税を除く）。

想定利用期間（契約締結の日から令和12年3月31日）における事業費の上限:41,050千円
うち令和6年度支出可能額 :20,280千円

なお、この金額は、予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであり、予定価格はこれを下回る場合があることに留意すること。

(2) 見積書の金額は、業務の規模を超えないこと（失格要件）。

(3) 見積額は、提案する企画に係る一切の経費を見込むものとする。

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、参加者を失格とする。

- (1) 企画提案が提出期間を超えて提出された場合
- (2) 企画提案に虚偽の記載をした場合
- (3) プロポーザルの機能要件書において必須項目の機能を標準機能として有していない（カスタマイズ若しくは代替案による機能追加の場合を除く。）提案をした場合
- (4) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

15 提出書類の扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、返却しないものとする。
- (2) 提出されたプロポーザルは、提出者に無断で使用しないものとする。

16 企画提案書説明会の実施について

企画提案書の内容について、企画提案書説明会を以下のとおり実施する。なお、具体的な日時、場所、説明会等については、プロポーザルを提出した者に対して後日連絡するものとする。

(1) 日程

令和6年3月13日(水) 予定

(2) 場所、説明時間等

県庁内による。説明時間は、一者当たり60分程度(プレゼンテーション30分、質疑応答30分)を予定し、プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容及び実演(デモンストレーション)とする。ただし、内容によっては時間を延長する場合がある。

(3) 留意事項

- ・プレゼンテーションはプロジェクトマネージャーが実施すること。
- ・提案内容について書面だけでは分かりにくい部分を補足するために行うものであり、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。また、入札参加者からの質問も認めない。説明を円滑に行うための資料の配布は認めるが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱わない。
- ・聴取会に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。また、聴取会を辞退することは可能であり、辞退したことで失格になることはないが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがあることに留意すること。

17 留意事項

(1) 業務上の留意事項

「8 プロポーザル提出者資格要件」に違反等があった場合は、契約の一部若しくは全部を解除し委託料を支払わないこと、既に支払っている委託料の一部若しくは全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがあるため、十分留意すること。

(2) 本業務における委託契約書(案)は、別添のとおり。

(3) 本業務の履行に必要な管理経費、旅費・交通費その他の一切の費用は、受託者の負担とする。

18 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(2) プロポーザルの作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加表明書又はプロポーザルの提出後、参加を辞退する場合は、速やかに提案辞退届(様式2)により、上記「5 問い合わせ先等」へ通知すること。

(4) プロポーザルの提案内容に基づき選考するが、提案内容をそのまま採用するとは限らない。また、委託料については、採用決定後、採用者との協議により別途決定することとする。

(5) プロポーザルにおいて知り得た茨城県の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。